

放送の自律と規制の在り方

～ 放送法等の一部を改正する法律案 ～

総務委員会調査室 あらい ゆきまさ せと あきほ
荒井 透雅・瀬戸 秋穂

高速インターネットの普及や放送のデジタル化など情報通信分野の技術革新や度重なる日本放送協会(以下「NHK」という。)における不祥事が発生する中、竹中総務大臣(当時)は、有識者により通信と放送の在り方についての総合的な議論を行う必要があるとし、平成18年1月から「通信・放送の在り方に関する懇談会(座長:松原聡 東洋大学教授)」(以下「懇談会」という。)を開催した。懇談会は平成18年6月6日に報告書を取りまとめたが、与党においても懇談会と並行して放送・通信の在り方についての議論が進んでいったため、懇談会の報告と与党における議論の調整を行った結果、同年6月20日に「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(以下「政府与党合意」という。)がなされた。

政府与党合意では、NHKの経営委員会改革、衛星放送チャンネルの削減、子会社の整理・統合、番組アーカイブのインターネット公開、映像国際放送の開始、受信料支払義務化・罰則化等について検討することが示された。これを受け総務省は「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」(以下「工程プログラム」という。)を作成し、平成19年の常会(第166回国会)に、NHK経営委員会の抜本改革、NHKの番組アーカイブに関する対応、新たな国際放送の在り方、放送持株会社等を内容とする法案を提出することとしていた。これを受けて、平成19年4月6日に放送法等の一部改正案(以下「放送法等改正案」という。)が提出されるに至った。

また、今回の放送法等改正案には、関西テレビの「発掘!あるある大事典」における放送法違反事案発生を受け、虚偽放送が行われた際の再発防止計画の提出要求等の放送局に対する新たな行政処分の創設が盛り込まれている。これら新たな行政処分の制度については、日本民間放送連盟が、新法案は報道と表現の自由という市民社会の基盤を損ねるものとして強い反対を表明している。

放送法等改正案は、5月22日の衆議院本会議で趣旨説明・質疑が行われたが、委員会における審査には至らず、衆議院で継続審議となった。本稿では、放送法等改正案のうち、放送事業者における自律の観点から「NHKのガバナンス強化」及び「放送局への新たな行政処分」に焦点を当て、その具体的な内容や論点について考察を行うものである。

1. NHKのガバナンス強化

(1) 経営委員会の監督機能強化

NHKにおいて不祥事が度々発生したことから、NHKのガバナンス(企業統治)の在り方が問題点として指摘された。懇談会の報告では、NHKのガバナンス強化のためには、実質的には諮問委員会の役割しか果たしていない経営委員会の抜本的な改革が不可欠とし、

経営委員会と理事会の関係を一般の株式会社の取締役会と執行役会の関係に近づけ、経営委員会を真の意味でNHK経営における監督の中核となるようにすべきと指摘された。

また、昨年8月に公表された『「NHKのガバナンスの在り方」に関する経営委員会委員の見解』においても、経営委員会自らが、監督権と執行権の分離を進め、経営委員会を視聴者の視点から執行部と距離を置いた監視・監督を行う機関と明確に位置づけ、その機能を一層強化すべきと提言していた。

参議院総務委員会における『日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議』（平成18年6月15日）においても、「協会のガバナンス強化のため、経営委員会は執行部から独立した最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、体制の充実に積極的に取り組むこと。」とガバナンスの強化が指摘されていた。

ア 経営委員会の執行部との分離と監査機能の強化

〔経営委員会の権限強化と執行部との分離〕放送法等改正案により、経営委員会の議決事項として、NHKの経営に関する基本方針、法令遵守（コンプライアンス）体制の整備、本改正で新たに設置される監査委員会の職務執行のための必要事項や給与等の支給基準・サービスに関する準則等が追加され、経営委員会の権限強化が図られている。また、経営委員会の職務権限として「役員」の職務の執行の監督」を明記し、会長に経営委員会に対する職務執行状況の報告義務を課す一方で、経営委員については、「この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、協会の業務を執行することができない。」と規定し、執行部との分離を図っている。なお、経営委員会の執行部との分離を徹底するためには、経営委員会の事務局スタッフを充実させるとともに、その独立性の確保を図る必要もあろう。

〔監査部門の強化〕NHKは現在、業務の監査のために役員として監事を3人以内置き、監事が会長、副会長及び理事の行う業務を監査している。

今回の改正案では、経営委員会の監督権限を明確化する中、現行の監事制を廃止して、経営委員の中から、経営委員会が任命した3人以上（うち1人以上は常勤）からなる監査委員会を設置し、役員の仕事の執行を監査することとしている。監査委員会は、各事業年度の業務報告書、財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書）の監査をはじめ、役員の仕事の執行の監査を行うが、監査を行うに当たって、監査委員会が選定する監査委員に、NHK役職員の職務執行に関する事項の報告請求権限やNHKの業務及び財産の状況について常時調査する権限が付与されている。NHK役員には、監査委員から要求があったときは、監査委員会に出席し、説明する義務があり、会長、副会長及び理事には、NHKに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告する義務を課すこととしている。

このほか、監査委員は、役員がNHKの目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はそのおそれがある場合でNHKに著しい損害が生じるおそれがあるときは、役員に対し、当該行為をやめることを請求することができるとしている。

また、NHKは財務諸表について、監査委員会の監査のほか、公認会計士又は監査法人から経営委員会が任命する会計検査人の監査を受けなければならないとした。なお、NHKは、平成14年度から財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書について、自主的に監査法人である独立監査人の監査を受けている。

監査委員を経営委員が務める等のこれらの改正により、経営委員会が執行部に対して業務監督の役割を有することを明確にするとともに、業務監査機能が強化されることで、コンプライアンスの徹底等、不祥事の再発防止に効果が発揮されることが期待される。

イ 経営委員の一部常勤化と地域選出要件の緩和

改正案が監査委員会の設置に関し、「監査委員は、経営委員会の委員の中から経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない」と規定したことにより、経営委員の少なくとも1人以上は常勤とすることとなった。経営委員の常勤化については、懇談会の報告において経営委員会のガバナンス強化の観点から一部委員の常勤化が提言されていた。また、本年3月に経営委員会が発表した「放送法の改正に対する経営委員会委員の見解」では、「経営委員会委員の一部常勤化及び兼業の禁止については、必ずしも反対するものではないが、運用面で一定の配慮が必要と考える。即ち、全員が社外非常勤、よって兼業である現行体制と比較すれば、執行部との緊張関係が希薄になる虞なしとしない。また、常勤委員と非常勤委員との間で情報量の面で格差が生じ、合議機関である経営委員会の独立性と多様性を損なうとの懸念も否定しきれない。」と指摘されており、「委員の一部常勤化を適用する場合にも常勤委員は少数とし、常勤だからといって他の委員に比べて特別な権限が生まれないようにすることが必要である」とされている。

また、経営委員に関して現行法は、全国を8地区に分け、各地区から1人ずつ委員を選任しなければならないなどの地域条件を定めているが、改正後はこれを緩和し、具体的な地域区分や選出人数は定めず、「全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならない」と規定している。なお、「放送法の改正に対する経営委員会委員の見解」では、「公共放送事業の特殊性や経営委員会が視聴者の利益・意見を代弁する機能を有することを踏まえれば、引き続き専門分野、地域、性別等のバランスを重視した任命が重要である」と考える。地区制限を緩和しても地域性を踏まえた委員を安定的に任命することによって、メンバー構成の多様性を維持することが重要である」とされている。

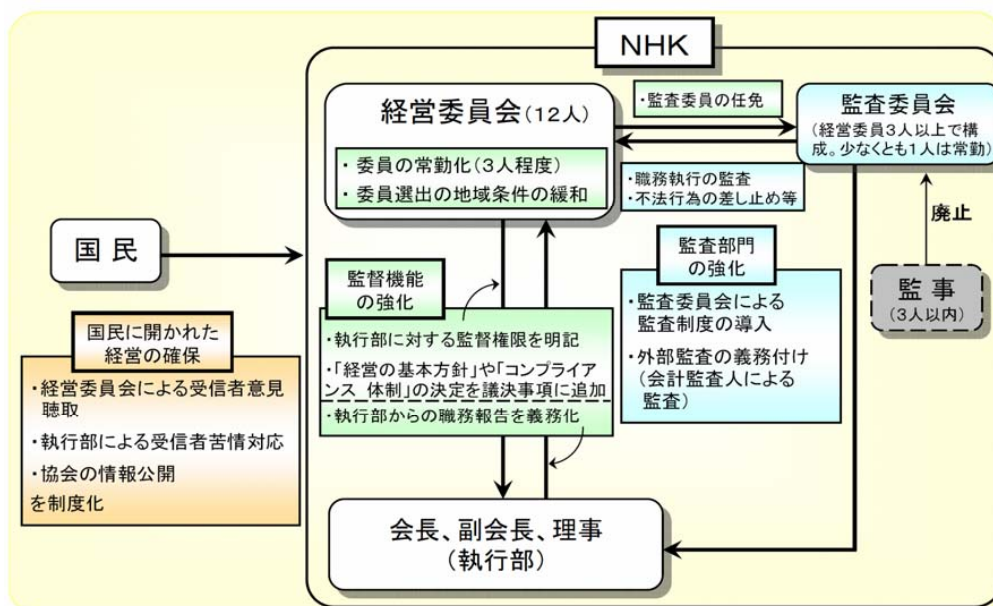
このように、NHKのガバナンス強化のために一部委員の常勤化等経営委員会の権限強化が行われることとなるが、その結果、委員の人選（総務省）任命（内閣総理大臣）を行う政府の意向がこれまで以上に強くなることが懸念される。例えば、平成19年6月16日に放送法の規定により経営委員の互選で選出された古森経営委員長について、政府の意向が働いた人事であるとの報道もあり²、経営委員の人選の在り方が課題として浮上している。なお、経営委員の任命には両議院の同意が必要である（放送法第16条第1項）。

(2) 国民に開かれた経営の確保

国民に開かれた経営を確保するため、放送法等改正案では経営委員長に、経営委員会の議事録の公表を、NHKには、役職員の給与等の基準の公表、役職員の服務に関する準則の公表、苦情等に対する適切・迅速な処理を新たに義務付けている。このうち、及び に関しては、現在においてもNHKにより自主的に行われている。また、については現在行われていないが、NHKは独自に「NHK倫理・行動憲章」、「行動指針」を策定し、公表している。今回、公表の法的義務化に伴い、公表しなかった場合及び虚偽の公表をした役員は、20万円以下の過料に処されることとされている。

以上述べてきたように、今回の法改正では、NHKのガバナンス強化のための様々な措置が盛り込まれたが、新たに法定された経営委員会の議決事項のうち、監査委員会の職務執行のための必要事項、コンプライアンス体制等の規定に関しては、その具体的内容が総務省令に委任されており、これらを通じて、政府のNHKに対する監督権限が強化されていくのではないかと懸念がある。NHKのガバナンスの確立に当たっては、国民・視聴者によるチェック機能の確保、NHKが自浄能力を発揮し放送を自律的に行うための仕組み、公共放送としての政府からの独立といった観点からの慎重な検討が望まれる。

図 NHKガバナンス改革の主な措置事項



(出所) 総務省資料

2. 放送局への新たな行政処分の創設

(1) 表現の自由、放送の自律の保障、番組編集の自由

放送法第1条は、放送法の目的として放送を公共の福祉に適合するように規律することとしており、同条第2号では、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、

放送による表現の自由を確保すること」をうたっている。憲法第 21 条で保障されている表現の自由は、最高裁判決³でも明らかなように無制約な自由ではなく、公共の福祉のために制約を受けるが、この規定はその制約を放送事業者の自律に委ねることによって、表現の自由を確保すべきとの考えを明らかにしているものである。そして、自律の具体的な内容として、放送事業者が自ら番組準則を策定し（放送法第 3 条の 3）、放送番組審議機関を設置すること（放送法第 3 条の 4）等が規定されている。また、放送法第 3 条第 1 項では「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」として、法律に基づくほかは、放送事業者の番組編集の自由を保障している。番組編集の自由の例外としての法律による規律には、NHK に対する国際放送の実施命令（放送法第 33 条）、政見放送（公職選挙法第 150 条）等がある。

（ 2 ）虚偽報道等放送法違反事案に対する現状の対応

放送法は、第 3 条の 2 第 1 項で、放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号に定めるところによらなければならないとして、公安及び善良な風俗を害しないこと（第 1 号）、政治的に公平であること（第 2 号）、報道は事実をまげないですること（第 3 号）、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること（第 4 号）と規定し、放送事業者が遵守すべき放送番組編集の準則を定めている。

今年発覚した、関西テレビの「発掘！あるある大事典」における、実験結果データのねつ造等も放送法第 3 条の 2 第 3 号違反事案であり、総務省の要請に基づき、提出された関西テレビの報告では、平成 17 年 1 月 9 日から平成 19 年 1 月 7 日までに虚偽報道等の放送法違反が 8 番組、放送法違反と疑われるもの 8 番組が放送されたことが明らかになった。報告を受けた総務省は、3 月 30 日に関西テレビに対し、総務大臣名で、このようなことが再度生ずることがないように警告するとともに、再発防止の取組を強く求め、そのために必要な措置については 1 か月以内、その実施状況については 3 か月以内の報告を要請した。

「発掘！あるある大事典」の例のように、現在、放送事業者が、番組編集等に関し、放送法第 3 条の 2 など放送法令に違反した場合には、「警告」、「厳重注意」等、法律の規定に基づかない行政指導が行われている。行政指導以外の措置としては、訂正放送（放送法第 4 条）の場合を除き、電波法に規定されており、無線局としての放送局の運用停止命令、運用許容時間等の制限、これらに従わないときの免許取消しの規定がある（電波法第 76 条）。しかし、放送局の運用の停止や免許の取消しは関係者に与える影響が大きく、実際に放送局の運用停止等の処分が行われた例はない。

政府は、現状の行政指導と電波法に基づく放送局の運用停止の間にあまりに開きがあり、放送局の運用の停止までに至らない場合の法律に基づく新たな行政処分が必要であるとし、放送法等改正案に、再発防止計画の策定・提出という新たな行政処分を盛り込むこととした。具体的には「総務大臣は、放送事業者が、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であって、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを行い、又は委託して行かせたと認めるときは、当該放送事業者に

対し、期間を定めて、同様の放送の再発の防止を図るための計画の策定及びその提出を求めることができる」との規定が設けられた。

なお、学説的には、「報道は事実をまげないですること」等の放送番組の編集準則を定めた放送法第3条の2の規定については、倫理的・精神的な規定であり、この違反で、電波法第76条の規定による無線局の停止命令等は、行い得ないと解するのが通説とされている⁴。しかし、政府は、放送番組編集の準則違反について、明らかに放送法に違反していることが認められ、社会的に大きな問題を引き起こすものであり、放送事業者による自律による是正を期待できない場合に電波法第76条の規定の適用が可能と説明している⁵。

一方、「発掘！あるある大事典」問題の発生を受け、政府による規制によることなく、放送業界による自主的な取組を強化する必要があるとして、放送倫理・番組向上機構（BPO）⁶・NHK・日本民間放送連盟の三者は、今年5月12日、BPOの「放送番組委員会」を発展的に解消し、新たに弁護士、学者、評論家等の放送局関係者以外の外部識者からなる「放送倫理検証委員会」を設置した。同委員会は、新聞報道や視聴者からの指摘をきっかけに、番組に虚偽の疑いがあり、視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあると判断した場合に審理を開始し、再発防止策を放送事業者に求めたり、調査の結果、放送倫理上の問題があると判断した場合には、勧告を通知する権限を有することとしている。

（3）主な論点

今回の新たな行政処分の規定が、放送事業者の自律による放送の健全な発達を図るといふ放送法の精神に反し、放送の自由への行政介入となるのではないかという懸念が指摘されている。以下、このような観点から指摘されている主な論点について紹介する。

〔虚偽放送等の判断の主体〕放送の自律という観点から、総務大臣は、新たな行政処分は放送事業者が自ら虚偽の放送と認めた場合のみに適用するものであると答弁している⁷。しかし、条文上は「総務大臣は、...と認めるときは...」とされており、虚偽かどうかの判断はあくまで大臣の権限となっている。また、国会答弁には、政治的・道義的拘束力はあるものの、法的拘束力はないため、実際の運用で、虚偽の放送かどうかの判断が放送事業者に委ねられるかどうかは不透明であるため、法律に明記すべきであるとの指摘がなされている⁸。なお、新たな行政処分の運用を確保するために、現在、放送法令では認められていない個別の放送番組に対する政府の調査権限が省令改正等により認められる可能性もあり、その点にも注視する必要がある。

〔行政処分の発動要件〕今回の改正では、「虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であって、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」を行った場合に再発防止計画の策定の対象とされることとなっている。しかし、規定の表現が抽象的であり、どのようなものが「虚偽の説明」とされるのか明確でない。また、政府は、放送事業者に「事実であると誤解させるような故意があった場合、及び重過失があった場合」に再発防止計画の提出を求める構成要件に該当し、重過失とは、「極めて容易に予見し得る、あるいは、回避することができる結果を軽率にも発生させた場合」であるとしているが⁹、具体的にどのような場合に重過失に当たるのかという判断は

難しいだろう。このほかにも、悪影響を及ぼし、又は悪影響を及ぼす「おそれ」があると判断されるのはどのような場合かなど、発動の要件が明確とはいえない。また、対象となる放送番組について、法案検討段階の国会答弁で総務大臣は、いわゆる報道が対象だが、この場合の報道とは事実を事実として伝える番組をいい、ニュースその他の社会的な事象を事実として伝えるあらゆる放送番組が対象になり、バラエティーなども、その中で事実を事実として伝える部分があれば対象となると答弁している¹⁰。

このように発動要件が必ずしも明確でないため、放送事業者に萎縮的効果をもたらすおそれが強く、国民の知る権利を損なうのではないかと懸念されている¹¹。

〔規定の適用停止〕菅総務大臣は、BPOの機能強化による対策が機能している場合には規定の適用を行わないことを衆議院本会議における趣旨説明の際に明言している¹²。しかし、放送法等改正案において再発防止計画に関する規定の施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日と規定されている。また、何をもってBPOの対策が機能していると判断するのかという基準が明確となっておらず、その判断は結局、総務大臣の自由裁量に任せられることにもなりかねない。また、憲法第73条は、内閣が法律を誠実に執行することを定めている。今回の再発防止計画に関する規定は、総務大臣に再発防止計画の策定・提出を求める権限を与えるものであり、これを発動するかどうかは確かに大臣の判断によるものではあるが、大臣が本法の運用の凍結を宣言し、法律上の根拠もなく、実際の適用を行わないのであれば、憲法第73条との関係で問題となることも考えられる。

3. 受信料支払義務化

最後に、工程プログラムにおいて、今国会の提出に向け検討を行い、平成19年春までに結論を得ることとされていた「受信料の支払の義務化」について簡単に触れたい。

受信料の支払義務化に関して今年1月、菅総務大臣は、NHKに義務化にあわせて受信料を2割前後引き下げよう要請する方針を明らかにした。しかし、NHKは、受信料額については今年9月までに総合的に検討し、新たに策定する「経営計画」の中で、引下げも視野に入れた還元策を示したいとした。このため、総務大臣は、3月23日の記者会見において、受信料を引き下げずに支払義務化だけを先行させることは、国民の理解を得られないとして、改正案に受信料支払義務化を盛り込むことを見送ると発表した。

その後、本年6月から総務省は、受信料を取り巻く環境変化を踏まえ、国民の視点に立ち、公平で透明性のある受信料体系について検討することを目的として、「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」を開催している。この研究会の検討結果やNHKが9月に策定する「経営計画」の内容によっては、受信料支払義務化のための放送法改正案が新たに国会に提出される可能性もある。

このように近時、受信料の支払義務化は、受信料の引下げとセットで議論されることが多くなっている。しかし、現行法で定める受信契約義務から、受信料支払義務に移行することは、NHKと視聴者の信頼関係に基づく契約で成り立つ現行受信料制度の性格そのものが変化すると考えられる。そこで、義務化については、公共放送を

維持する財源としての受信料のふさわしい在り方、受信料の法的性格、さらには罰則導入の是非など様々な観点から検討することが望まれよう。

NHKや民間放送事業者における不祥事の発生により、放送事業者に対する規律の在り方が問題となっている。放送事業者は、いわゆるメディアであり、メディアの表現の自由・報道の自由が保障されるということは異論のないところであろう。その観点から我が国では新聞などメディアを規律する法律は存在しない。しかし、放送は、メディアでありながら、有限・稀少な国民の財産である電波を使用するとともに、その社会的影響力が極めて大きいことから、電波法・放送法による規律が行われている。本来、メディアの規律は自律によって行われることが望ましい。また、自律によることが期待できない場合には、政府の介入防止の観点から、政府から独立した機関により監督を行うのも一つの考えであり、現に諸外国の多くでは放送の規制・監督は政府から独立した機関により行われている。

インターネットの普及等の技術革新で様々な手段による情報発信が可能となった結果、電波の希少性や放送の社会的影響力という放送を規律する理由についての説得力が弱まってきた。一方、インターネットなど放送以外のメディアにおける違法・有害情報の氾濫も顕在化している。今回の放送法等改正案では、放送事業者の規律の在り方についてのみ改正が行われるが、今後は、放送に限らずインターネットなども含めたメディア全体のコンテンツについて、規制・監督機関の在り方を検討していく必要が生じてこよう。

なお、放送法等改正案は、「NHKのガバナンス強化」、「放送局への新たな行政処分」以外にも、「NHKにおけるブロードバンドによる番組提供」や「国際放送制度の見直し」、「放送持株会社制度の導入」等、様々な改正が含まれており、その概要及び主な論点については次表のとおりである。

表 放送法等の一部を改正する法律案の概要と主な論点

項目	改正内容	主な論点
NHK関係		
ガバナンス強化	NHKのガバナンスを強化するため、経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会の設置、外部監査の導入等を措置する。	<ul style="list-style-type: none"> 経営委員会が強化されることにより、委員の人選（総務省）任命（総理大臣）を行う政府の意向が強くなる懸念 経営委員の地方選出ルール緩和に伴うNHKにおける地域性軽視の懸念 経営委員会（特に常勤委員・事務局）の独立性確保
番組アーカイブのブロードバンドによる提供	NHKが放送した放送番組（番組アーカイブ）をブロードバンド等を通じて有料で提供することをNHKの業務に追加するとともに、利用者保護のため、その業務の実施基準について認可を要すること等を措置する。	<ul style="list-style-type: none"> 民間のブロードバンド映像配信事業への影響 受信料で培ったアーカイブの提供費用の在り方 NHKの業務基準を総務省が認可することによるNHKと政府の関係 業務のネックとなる著作権処理の制度的整備
新たな国際放送の制度化	我が国の対外情報発信力の強化のため、NHKの国際放送の業務を「外国人向け」と「在外邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。また、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 国際放送の意義と効果 新たな国際放送の規模と費用負担の在り方 民放への協力要請の内容と効果
命令放送制度の見直し	国際放送の命令放送制度について、「命ずる」との文言を「要請する」に改め、NHKはこれに応じるよう努めるものとする等措置する。	<ul style="list-style-type: none"> NHKによる要請拒否の適法性 国際放送を要請する意義 国の意思に基づきNHKが放送を行う制度自体の是非
民間放送等関係		
認定放送持株会社制度の導入	経営の効率化、資金調達容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を経営の選択肢とするため、複数の地上放送事業者の子会社化を可能とする「認定放送持株会社制度」を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> キー局を中心とする系列化が進むことによる放送の多元性、多様性、地域性への影響 認定放送持株会社の子会社である放送事業者への地域放送努力義務規定と編集の自由との関係

		<ul style="list-style-type: none"> ・認定放送持株会社に係るマスメディア集中排除原則の内容(子会社とできる放送局の数など)が省令委任で不明確 ・クロスネットや地域資本等の現状と制度活用の可能性
有料放送管理業務の制度化	相当数の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務(いわゆるプラットフォーム業務)の影響力増大を踏まえ、受信者保護を図るため、有料放送管理業務の事前届出と業務運営の適正確保のための措置を講ずること等を規定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム事業者への規制創設の是非 ・規律の具体的内容が省令委任で不明確 ・大臣の業務改善命令が、新たなメディア規制の手段となる懸念 ・CATV(有線テレビジョン放送法上)のプラットフォーム事業者の規律の在り方
ワンセグ放送の独立利用の実現	地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向け放送(ワンセグ放送)について、一般のテレビ向け番組とは異なる番組の放送(独立利用)を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・音声の独自利用を認めることによるラジオの規律との関係 ・ワンセグ放送とデジタルラジオとの関係 ・端末の費用負担等、通信事業者、端末メーカーとの関係
委託放送事業の譲渡に伴う地位の承継規定の整備	委託放送事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可により、委託放送事業者の地位を承継できることとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業譲渡の影響からの視聴者保護の在り方
有料放送の料金に関する規制緩和	地上放送による有料放送の料金設定等に関する総務大臣の「認可制」を「届出制」に改める。	<ul style="list-style-type: none"> ・有料料金の適正確保策
再発防止計画の提出の求めに係る制度の導入	虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれ等がある場合、総務大臣は、放送事業者に対し再発防止計画の提出を求めることができる制度を創設する。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の発動要件が不明確で、あらゆるジャンルの放送番組に総務大臣の介入の懸念があり、放送の自律、表現の自由を侵す懸念 ・放送事業者の番組作りが萎縮し、自由な表現が損なわれる懸念 ・放送局への監督機関の在り方
電波法・電気通信事業法関係		
実験無線局制度の拡大	実験無線局制度を拡大し、実現段階にある技術に係る試験、新サービスのニーズ調査のための無線局開設を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・実験等無線局の定義が抽象的で実際に対象となる場合が不明確
無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の導入	無線局に係る電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度を創設し、無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん・仲裁手続の具体的内容 ・あっせん・仲裁の費用負担の在り方
無線局の運用者の変更制度の導入	免許人等以外の者による無線局運用の制度を創設し、非常時の際の無線設備の応援部隊等への貸出や登録無線局のイベント会場等での貸出等を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時以外の具体的な対象範囲
電波監理審議会への諮問対象の見直し	省令の改廃に係る電波監理審議会への諮問の対象から軽微事項を除き、形式的な事案等の迅速処理を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・電波監理審議会が軽微なものと判断する基準・具体的範囲 ・電波監理審議会の果たすべき役割 ・電波の管理・監視や免許行政の組織の在り方
電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し	電気通信事業者に対する業務改善命令を行い得る場合を拡大し、利用者利益の阻害に加えて、電気通信の健全な発達への支障を規定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣の権限拡大による濫用の懸念 ・通信業務以外での通信事業者による不適切な行為への総務大臣の関与の在り方 ・規制機関を含めた事後規制の在り方

¹ 役員に関して改正後の放送法では、「協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長1人、副会長1人及び理事7人以上10人以内を置く」(第24条)と規定されることになる。

² 『毎日新聞』(平19.6.10)

³ 最高裁大法廷判決(昭24.5.18)刑集3巻6号839頁「食糧緊急措置令違反事件」

⁴ 長谷部恭男『テレビの憲法理論』弘文堂(平4.1)168頁

⁵ 第126回国会参議院通信委員会会議録第3号15頁(平5.2.25)

⁶ 放送倫理・番組向上機構(BPO)は、放送による言論・表現の自由を確保しながら、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情、特に人権や青少年と放送の問題に対して、自主的に独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、NHKと日本民間放送連盟加盟各社により設立された放送界の自律機関。

⁷ 第166回国会衆議院本会議録第33号5頁(平19.5.22)

⁸ 『毎日新聞』(平19.4.16)

⁹ 第166回国会参議院行政監視委員会会議録第2号3頁(平19.4.11)

¹⁰ 第166回国会参議院予算委員会会議録第13号32頁(平19.3.26)

¹¹ 放送法改正案に関する日本弁護士連合会会長談話(平19.3.28)

¹² 第166回国会衆議院本会議録第33号2頁(平19.5.22)